

令和4年4月27日

国立大学法人 広島大学

物品購入等契約に係る取引停止について

このことについて、下記のとおり取引停止措置をしましたので通知します。

記

1. 取引停止措置業者名

愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地
小林クリエイト株式会社

2. 取引停止期間

令和4年4月27日から令和4年5月26日まで（1ヶ月間）

3. 措置対象区分

本学が発注する物品の売買、修繕及び借入、製造の請負(工事を除く。)並びに役務の提供(測量、建設コンサルタント等業務を除く。)において、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止。

4. 措置の理由

日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日、小林クリエイト株式会社は公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、「国立大学法人広島大学財務会計処理細則 5-7物品購入等契約に係る取引停止等について」別表第13号(2)に該当するため。

上記省庁の措置状況や発生元の地域等を考慮し、1ヶ月間の取引停止を講ずることとした。

(物品購入等契約に係る取引停止等について)

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 13. 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1)本学発注契約 (2)他の公共機関における契約	当該認定をした日から (1)3箇月以上12箇月以内 (2)1箇月以上9箇月以内